

会 議 録

| | | | | | | | |
|-------------------|---|-------------|--------------------------------------|--------|--------------------------------------|-------|----|
| 会議の名称 | 平成29年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会 | | | | | | |
| 日 時 | 平成29年5月22日（月） 午後1時30分から | | | | | | |
| 会 場 | 東大和市役所会議棟1階 第1・2会議室 | | | | | | |
| 出 席 者 | 運営協議会委員13名（欠席3名） 市長、市民部長、保険年金課長、国民健康保険広域化等 担当副参事 事務局4名 <div style="text-align: right;">合計21名</div> | | | | | | |
| 公 開 等 非 公 開 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">会議録等の 全部</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">有 ・ <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">秘密会の議決</td> <td style="text-align: center;">有 ・ <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非公開議決</td> <td style="text-align: center;">一部</td> </tr> </table> | 会議録等の 全部 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> | 秘密会の議決 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> | 非公開議決 | 一部 |
| 会議録等の 全部 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> | | | | | | |
| 秘密会の議決 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> | | | | | | |
| 非公開議決 | 一部 | | | | | | |
| 傍 聴 人 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> | | | | | | |
| 会 議 次 第 | <p>日程第1 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算(見込)について</p> <p>日程第2 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>日程第3 国民健康保険制度改革(平成30年度からの国民健康保険の広域化)の経過と今後の予定</p> <p>日程第4 その他</p> | | | | | | |
| 会議の記録 | 別紙会議録のとおり | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | |

| | |
|------|--|
| 会 長 | <p>それでは、皆さんこんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。</p> |
| | <p>＜開催についてのご挨拶＞</p> |
| 村上部長 | <p>早速ではございますが、今日は傍聴人はいませんので、協議会を開催させていただきます。まず、会議を始める前に、事務局から当協議会の委員の交代がございましたので、事務局からご紹介、報告をお願いします。よろしくお願いします。</p> |
| | <p>＜部長挨拶＞</p> |
| | <p>続きまして、当協議会の委員の交代につきましてご報告を申し上げます。</p> |
| | <p>＜委員の交代について報告＞</p> |
| | <p>お手元に当協議会の名簿をお配りしてございますので、ご確認をお願い申し上げます。また本日は、市長にご出席をいただいておりますので、ここで尾崎市長からご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いします。</p> |
| 尾崎市長 | <p>皆さん、こんにちは。本日はご多忙の中、「平成29年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から当市の国民健康保険事業の運営に多大なるご理解とご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。</p> |
| | <p>さて、国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹をなし、市民の皆様の医療の確保と健康の保持増進に大いに寄与している一方、制度が抱える構造的な問題等により、一般会計からの繰入金に依存した非常に厳しい財政運営を余儀なくされております。</p> |
| | <p>また、平成30年度から東京都が共同保険者として財政運営</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担う、いわゆる国民健康保険広域化が予定されております。そのため、今年度につきましては、国民健康保険税の見直しを行うなど制度改革へ向けて準備をしていくこととなります。</p> <p>市では、国・都の動向を見据え、今後とも安定した事業運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、本日、お集まりの皆様のご健勝を祈念申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。</p> |
| 村上部長 | <p>市長ありがとうございました。続きまして市長から新たに委員となられました方に、委嘱状の交付をお願いいたします。</p> |
| 尾崎市長 | <p><委嘱状を交付></p> |
| 村上部長 | <p>それでは恐れ入りますが、新しく委員に就任をされました委員から一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。</p> <p><委員より挨拶></p> <p>どうもありがとうございました。市長はこの後、公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>ここで少しお時間をいただきまして、職員の紹介をさせていただきます。</p> <p><各職員より自己紹介></p> |
| 村上部長 | <p>以上で職員の紹介をさせていただきました。どうもありがとうございました。</p> |
| 会長 | <p>どうもありがとうございました。皆様、今年度もよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、早速会議に入りたいと思います。まず本日の出欠</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>状況につきまして事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員13名でございます。また東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席がございますので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますので、お知らせいたします。</p> |
| 会長 | <p>どうもありがとうございました。それでは、続きまして議事録署名人のご指名をさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p><議事録署名人を指名></p> <p>それではお手元にお配りしております資料に基づきまして、説明させていただきます。</p> <p>まず初めに、日程第1「平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算（見込）について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 越中課長 | <p>それでは日程第1「平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算（見込）について」ご報告申し上げます。</p> <p>平成28年度の東大和市国民健康保険事業特別会計につきましては、5月31日までが出納整理期間でございまして、現在、歳入歳出ともに確定はしてございませんが、平成29年5月11日現在の収支状況につきまして、ご説明をさせていただきますと存じます。資料には、比較対象といたしまして、平成27年度決算額を記載してございます。尚、本日の資料では、まだ決算を迎えておりませんことから100万円単位でご説明をさせていただきます、次回の運営協議会では、より詳細なご報告をさせていただきますと存じます。</p> <p>ではお手元の資料、国民健康保険運営協議会資料の1ページ</p> |

をご覧くださいと存じます。1ページ、歳入の状況でございます。左から3列目です。白く抜けているところになるのですが、平成28年度収入見込額Cと記載している欄をご覧ください。1款、国民健康保険税は、18億2,500万円、3款、国庫支出金は、20億8,300万円、4款、療養給付費等交付金は、1億3,900万円、5款、前期高齢者交付金は、23億2,500万円、6款、都支出金は、6億2,500万円、7款、共同事業交付金は、23億5,100万円、8款、繰入金金は、12億2,900万円、9款、繰越金は、1億1,300万円、10款、諸収入は、4,000万円をそれぞれ見込んでございます。歳入の合計額は、107億3,000万円と見込んでございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、資料の2ページ、歳出でございます。

左から2列目、同じく白抜きになっております。平成28年度支出見込額Bと書いてある欄をご覧くださいと存じます。1款、総務費、1億300万円、2款、保険給付費は、61億9,400万円、3款、後期高齢者支援金等は、12億5,000万円、4款、前期高齢者納付金等は、100万円、6款、介護納付金は、4億8,100万円、7款、共同事業拠出金は、23億7,500万円、8款、保健事業費は、1億2,900万円、10款、諸支出金は、1億2,300万円の支出をそれぞれ見込んでございます。歳出合計は、106億5,600万円と見込んでございます。このページの最下段決算見込額をご覧くださいと存じます。実質収支額といたしましては、7,400万円の黒字と見込んでおります。

平成28年度の収支の状況でございますが、歳入につきましては、国民健康保険被保険者の減少に伴いまして、国民健康保険税収入は大きく減額となっております。この要因といたしましては、雇用環境の改善、また、平成28年10月の社会保険の適用拡大といった要因がございました。具体的には、平成27年度の下期以降に社会保険への転出が拡大する傾向がございました。特に平成28年10月の社会保険適用拡大が、国保への影響が大変大きなものでした。これは短時間労働者、パートタイム、アルバイトの方が社会保険に加入する要件が緩和されまして、これまで適用対象ではなかった方が、事業者保険、社会保険に加入できることになったものでございます。国民健康保険から社会保険に転出した方が、想定を大きく超えまして、私どもで、平成28年度の当初予算を算定した時には、被保険者数を約2万3,000人と捉えておりましたが、昨年末の段階では、2万1,500人ということで、大変大きく下回ってしまった状況でございます。

このような状況から国民健康保険税収入は、大きく減額となりました。一方で、国からの負担金等が増額されたことから、歳入合計の見込みといたしましては、概ね歳入予算額に近い収支額となると見込みを立ててございます。

次に、歳出の状況でございますが、歳出につきましては、被保険者が減少傾向にございましたので、2款の保険給付費が全体額としては大きく下がっておるものの、一人当たりの医療費は、下がってきていないのが状況でございます。また特定健康診査等の保健事業費につきましては、利用率の伸びが見込みよりも低かったといった要因から、不用額が生じる見込みになっ

| | |
|-------------|---|
| | <p>てございます。簡単ではございますが、以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。説明が終了しましたので、何かご質問はございますか。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>なお、この資料についてですけど、紙がもったいないので両面でやってもらおうと半分の量になるんですけど、こういうところも気を遣いながらやってもらいたいと思います。</p> |
| <p>越中課長</p> | <p>了解いたしました。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>なければ次に行かせていただきます。はい、ありがとうございます。</p> |
| | <p>それでは、日程の第1「平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計決算について」を終了とさせていただきます。</p> <p>それでは続きまして日程の第2「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>越中課長</p> | <p>日程第2「東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご報告させていただきます。</p> <p>本年3月31日に地方税法等が改正されたことに伴いまして、東大和市国民健康保険税条例の改正が必要となりました。特に緊急を要し、また議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第3項の規定に基づきまして、次に開催されます東大和市議会6月定例会へ報告する予定でございます。</p> <p>それでは、改正の内容についてご説明させていただきたいと存じます。国民健康保険につきましては、低所得者の方に対して、税額を7割、5割、または2割軽減する制度がございますが、この度、法改正に伴いまして、軽減制度を見直すものでご</p> |

| | |
|-----|--|
| 会 長 | <p>ございます。税額の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げることによりまして、それぞれ対象世帯を拡大するものでございます。</p> <p>具体的には5割軽減につきましては、所得額が26万5,000円であったものを27万円に、2割の軽減につきましては、48万円だったものを49万円に拡大をするものでございます。</p> <p>以上が主な内容でございますが、お手元に配布させていただきました資料につきましては、3ページから5ページが改正条例の新旧の対照表となっております。改正した分ちょっと薄いのですが、右側網かけになってございますので、ご確認をいただければと思います。またこの資料の次のページ、6ページにつきましては、今回の改正内容の説明と軽減対象世帯の拡大のイメージ図となっておりますので、ご参照いただければと思います。</p> <p>また、この影響についてですが、まだ具体的な数については、今年度からの軽減拡大ということもございまして、具体的な数については出ていないのですが、平成28年7月の国民健康保険税、こちら当初賦課と呼ばせていただいているのですが、28年度当初賦課の課税状況から試算をいたしますと、軽減拡大の影響を受ける方は108名と算出をいたしているところであります。簡単ではございますが以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。以上、ご質問をお受けしたいと思っております。よろしいでしょうか。よろしければこれで日程の第2を終了とさせていただきます。</p> |
|-----|--|

岩野副参事

続きまして次に日程の第3「国民健康保険制度改革（平成30年度からの国民健康保険の広域化）の経過と今後の予定」について、事務局から説明をお願いいたします。

私からは日程第3「国民健康保険制度改革（平成30年度からの国民健康保険広域化）の経過と今後の予定」についてご説明申し上げます。

資料7ページ「国民健康保険制度改革（平成30年度からの国民健康保険広域化）の経過と今後の予定について」をご覧ください。国民健康保険は平成30年度から広域化されることになりましたが、本日は広域化に至った経緯と、今後の予定についてご説明申し上げます。

「1 国民健康保険広域化にいたるこれまでの経過」について（1）国保の広域化についてでございます。平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度より都道府県が区市町村とともに、共同保険者として国民健康保険の運営を担う仕組みとなりました。これによりまして、東京都は、国保の財政運営の責任主体となり、国保の安定的な事業運営や広域的な事業の確保について、中心的な役割を果たすこととなります。

「（2）国保制度改革の背景」についてでございます。国保は、当初、農林水産業者および自営業者を中心とする制度として創設されましたが、他の医療保険に加入していない方を被保険者としていることから、日本の国民皆保険制度が昭和36年4月より開始された後は、皆保険制度の下支えとなっておりました。しかし、こうした国保の制度構造により、人口の高齢化

や産業構造の変化等の社会的な影響を受けやすく、制度発足当時に比べ、高齢者の割合が増加するとともに、農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者（主に年金生活者）や非正規雇用者（被用者）の割合が増加するようになりました。

4枚おめくりいただきまして11ページ、広域化資料1をご覧ください。国保の加入者の構成内訳についての資料です。上段左の昭和40年度から下段右の平成27年度までの推移についてご確認いただけるかと思えます。加入者の構成内訳につきまして、昭和40年度で農林水産業者が42.1%、自営業者が25.4%、合わせて7割程度を占めておりました。しかし、平成27年度の構成内訳をご覧いただくと、無職者が44.1%、被用者が34.1%と、これらで7割以上を占めております。続きまして1枚おめくりいただき、12ページ広域化資料2をご覧ください。各保険者の比較の一覧となっております。平成23年度の資料と多少古いことはありますが、上から4段目の65歳～74歳の割合が他の保険者より高く、国保が31.3%、協会けんぽが4.7%、組合健保が2.5%となっております。また、その一段下の加入者一人当たりの医療費につきましては、29.9万円と協会けんぽや組合健保のおよそ2倍となっております。また、3段下の保険料負担率につきまして、他の保険者よりも高い割合になっていることが確認できるかと思えます。

このように国保につきましては、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の医療制度と比べ被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いこと、所得に占める保険料負担が重い等の構造的な問題を抱えており、国保財政の脆弱化が進んでおりま

す。1枚おめくりいただき、13ページ、広域化資料3をご覧ください。「一人当たりの一般会計繰入金（法定外）の都道府県別繰入状況」の表となっております。棒グラフは一人当たり一般会計繰入金、折れ線グラフは一人当たりの保険料負担率を示しております。ご覧のように国保の決算状況は赤字基調となっている自治体が多く、こうした自治体が一般会計からの繰入金等により補てんを行っております。

東京都につきましては、一人当たり一般会計繰入金が高く、一方で、一人当たり保険料負担率が低い状況にあります。広域化に際しまして、東京都は財政運営の責任主体となることで、このような脆弱な財政を安定的に運営するための中心的な役割を担うこととなります。こうした背景を踏まえまして、社会保障と税の一体改革の中で、国民健康保険の見直しについても議論されました。

5枚お戻りください。8ページをご覧ください。「(3) 社会保障と税の一体改革」についてでございます。平成24年8月には、社会保障制度改革推進法が施行され、国による社会保障制度を次世代に引き継ぐための改革が検討されました。いわゆる「社会保障と税の一体改革」の一環となるものです。この中で、内閣府が設置した社会保障制度改革国民会議において、国保の見直しについても議論されました。この議論に基づき、平成26年1月以降、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）」が開始され、最終的には平成27年1月に医療制度改革骨子を決定し、同年5月「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。

続きまして、その下、「国保の広域化の内容」について、ご説明申し上げます。「(1) 東京都・区市町村の役割」についてでございます。6枚おめくりいただき、14ページから始まります、広域化資料4①～③をご覧ください。こちらにつきましては、委員の皆様にご送付させていただきました国保の広域化に関する資料、「国民健康保険制度改革に向けて」と題されたものからの抜粋となりますが、改めさせてこちらで説明させていただきます。資料4の①「1. 運営の在り方(総論)」であります。2つ目の丸印、法律の施行によりまして、東京都は国保の制度の安定化を図るため財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。

続きまして、その下、東京都が都内の統一的な「国保運営方針」を策定することとなりました。こちらにつきましては、現在、東京都、区市町村、国民健康保険団体連合会による、東京都国民健康保険連携会議においてまとめているところでございます。

また、その下、都道府県の主な役割でございます。都道府県の主な役割といたしまして、「2. 財政運営」についてですが、医療給付費等の見込みを立て、区市町村ごとに、国保事業費納付金を決定すること、また、「5. 保険給付」ですが、保険給付に要した費用を区市町村に支払うという形を行っていくこととなります。

区市町村の主な役割といたしましては、国保事業費納付金の東京都への納付、保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業等を行うとされておりますが、詳細の確定はこれからとなります。資料4②および③につきましては、広域化

後の国保財政および保険料の賦課・徴収の仕組みのイメージとなります。

16ページの資料4③をご覧ください。東京都が区市町村に対し国保事業費納付金の額を決定し、また、保険給付に必要な費用につきましては、市町村に支払います。このように東京都は、国保財政の「入り」と「出」を管理することとなり、区市町村は東京都が決定した納付金額および標準保険料率に基づき、被保険者より保険料の賦課・徴収を行い、納付金を支払う仕組みとなります。

続きまして、区市町村が東京都に納付する国保事業費納付金についてご説明いたします。度々行ったり来たり申し訳ございません。8枚お戻りいただき、8ページをご覧ください。下段の「(2) 国保事業費納付金」についてでございます。

平成30年度から、東京都は、区市町村が保険給付に要した費用、後期高齢者支援金および介護納付金等を全額交付することになります。その財源といたしまして、東京都は国や都の法定の公費負担等を充てるほか、各区市町村の医療費水準や被保険者の所得水準により、区市町村ごとの納付金を算定し、徴収いたします。あわせて、区市町村に納付金を納めるための必要な標準保険料率を示します。度々すみません。9枚おめくりいただきまして、17ページ広域化資料5をご覧ください。国保事業費納付金の市町村への配分のイメージ図となります。東京都は全体の保険給付費等の見込み額から国庫負担等の公費等の見込み額を差し引き、必要となる納付金の総額を算出いたします。その総額を各区市町村の被保険者数および所得水準に応じて納付金を按分し、それぞれに医療費水準を反映すること

で、市町村ごとの国保事業費納付金の金額を決定いたします。医療費水準・所得水準が高いほど、納付金が増額する仕組みとなります。

続きまして、国保の広域化に伴いまして、高額療養費の多数回該当の取り扱いが変わりますので、ご説明申し上げます。8枚お戻りいただき、9ページの中程にございます※をご覧ください。

高額療養費の多数回該当とは、過去12か月間に個人ごとまたは世帯ごとで高額療養費の支給が4回以上あった場合に、4回目以降の限度額が、通常の高額療養費よりも抑えられる仕組みでございます。その上段「(3) 高額療養費の多数回該当の継続」でございます。現在、国保は各自治体が保険者であるため、他の自治体へ被保険者が転出した場合、保険者が変わることから高額療養費の該当回数のリセットされます。平成30年度からの広域化以降は、被保険者が東京都内の他区市町村へ転出・転入した場合には、東京都が保険者となることから、当該被保険者の高額療養費の多数回該当にかかる該当回数も引き継がれることとなります。

続きまして(4)「東大和市の現状」についてでございます。平成28年9月末時点での、東大和市における国保の被保険者の構成内訳につきましては、農林水産業及び自営業者の割合が12.6%、社会保険未加入となる被用者や無職者に割合が55.9%となっております。また、年齢の分布につきましては、65歳以上75歳未満の被保険者が占める割合が39.86%となっております。なお、被保険者一人当たりの医療費は平成27年度決算数値で、一人当たり32万5,675円となっ

ており、この値は、都内26市平均31万7,680円を上回っております。

こうした背景を踏まえまして、国保の広域化に伴う今後の動向についてご説明いたします。

まず「3. 国民健康保険の広域化の今後の予定」についてでございます。

「(1) 平成30年度以降の保険税率」につきまして、先ほどご説明申し上げたとおり、東京都が区市町村ごとの納付金を算定する際に、納付金を収めるために必要な標準保険料率を区市町村に示します。区市町村は、実際の算定方式やこの標準保険料率を参考にして、予定収納率に基づき、保険税率を決定し、保険税の賦課・徴収を行います。保険税の算定方式や標準的な収納率等につきましては、東京都国民健康保険連携会議において現在も検討が進められておりますが、東大和市としても、特定健診の受診率向上等の保健事業の拡充による被保険者の健康の保持増進に努め、国保の広域化の主旨を踏まえた国保事業の在り方について考えてまいります。

1枚おめくりいただきまして、10ページ「(2) 国保運営協議会での検討事項」についてでございます。国保の広域化につきましては、国保運営協議会に、適宜、情報提供をさせていただきますが、最終的には、国の広域化にかかるスケジュールに基づき、平成30年度からの保険税率につきまして諮問させていただきます、ご審議いただきたいと存じます。国から示されてございます広域化のスケジュール案、最終18ページ広域化資料6にお示しさせていただきましたのでご覧ください。

この中で、あくまで国保運営協議会でのご審議につきまして

は、表の右、市町村欄にございますとおり、平成29年5月頃から平成30年3月頃までを予定してございますが、本市では第1回市議会定例会が2月より始まりますので、終わりはこの表よりも前倒しになる予定でございます。

8枚お戻りいただき10ページをご覧ください。今後の日程(案)でございます。本日の会議を踏まえまして、7月に東京都、区市町村、国保連合会による納付金・標準保険料率の算定方法及び国保運営方針の検討結果等が示されることとなっておりますので、こちらを8月の国保運営協議会にて説明させていただき予定でございます。10月下旬には、国より仮係数が提示される予定でございます。これを基に、東京都から納付金や標準保険料率の推計が示されることとなっておりますので、こちらを11月の国保運営協議会にて説明させていただき予定でございます。

12月末に、国より確定係数が提示される予定でございます。これを基に、東京都より確定した納付金及び標準保険料率が示されることとなっております。これを踏まえ、東大和市における広域化後の保険税率を試算いたしますので、予定といたしましては、1月に国保運営協議会を開催させていただき、「確定された納付金・標準保険料率に基づく広域化後の東大和市の保険税率」について諮問させていただきことを考えてございます。その際には、慎重審議を踏まえご答申をいただき、2月の平成30年第1回市議会定例会にて上程させていただきます。このように、今年度の運営協議会の開催につきましては、昨年度より回数が増え、委員の皆様には多分にご負担かけることとなりますと思いますが、国保の広域化の主旨を踏まえ、ご審議賜わりたいと存じます。以上でございます。

| | |
|--------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>はい、どうもありがとうございました。今度は、綴じについては、資料は資料で分けましょう。保険料の決定フローを通じて、決定した文章については、協議会の前に早めに資料を送付し、委員に見てもらいましょう。その後この協議会に臨むほうがスムーズに進行していく気がします。そこのところ一つお願いしたいと思います。それでは、皆様から質問を受けたいと思います。よろしくお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>基本的に広域化によって、東大和の今の加入者、その保険料率が、だいたい想定されていると思うのですが、上がるのか上がらないのか。</p> <p>それと後、個々に入られている市民の方が、これをやることによって何か変わる部分、手続きとか。その点を教えてください。</p> |
| <p>岩野副参事</p> | <p>広域化にともない、国からの指針は示されておりまして、その中でいわゆる一般会計からその他の繰入金というのを解消するように言われております。</p> <p>東大和市としても、その他の繰入金というのがございますので、そちらの解消に向けて、検討を進めることになるかと思えます。</p> <p>また、被保険者の方で、手続きにつきましては、現在の検討段階では特段今までと変わることはないと考えてございます。以上でございます。</p> |
| <p>会 長</p> | <p>他にございますか。よろしいですか。なければ日程の第3を終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、日程の第4、その他についてでございます。何かございますでしょうか。</p> |

| | |
|------|--|
| 越中課長 | <p>事務局からは特段ないのですが、委員の皆様方から何か今日の会議の次第に載ってない内容でも結構でございます。ご質疑等ございましたら、いただければと思います。</p> |
| 委員 | <p>マイナンバーの件ですが、情報連携が7月から始まるということですが、東大和の取り組み状況とか、進み具合とか、どうなっているのですか。</p> |
| 越中課長 | <p>国民健康保険につきましては、マイナンバーのカードに保険証の機能を入れるとかいうのが一部新聞などの報道でございましたが、まだ、今の段階ではそのような話は来ておりません。</p> <p>平成30年度から広域化が始まりますが、保険証自体は2年に一度更新をいたしまして、今年度更新になります。29、30年と今年更新した保険証をお使いいただくのですが、それ以降平成31年9月の更新については、まだ、確定はしてはいないのですが、おそらくその段階でマイナンバーのカードの中に保険証機能を組み込むということは、まだできないのではないかと考えております。</p> <p>31年9月からは東大和市が保険者の保険証ではなく、東京都が保険者の保険証に切り替わります。30年度から、広域化にはなりますが、保険証自体は今までと同様、東大和市のものを使っていただいて、31年9月に変わると。国保とマイナンバーとの繋がりについては、今の段階で私どものほうでつかんでいる情報としては、その程度のものしかないような状況です。</p> <p>また、国民健康保険税を算定するに当たって、税との連携ということは、7月以降に開始されると伺っておりますが。</p> |
| 委員 | <p>一応、個人番号の切り換え届出は終わっているのですか。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 越中課長 | <p>そうですね、お届け印ですとか、いろいろな給付の関係のお届の際には、一応個人番号を記載していただくということが、国から示されてございますので、そのような枠組みにはなっています。記載していただいた内容で、例えば、レセプトのチェックをするとか、そういったことについては、まだそこまでは決定されていません。</p> |
| 会長 村上部長 会長 | <p>今カードは何パーセントの市民が作ったのですか。</p> <p>1年間で1万3,000人を目指して、これからです。</p> <p>他に皆様からございますでしょうか。よろしいですか。ないようですので、これをもちまして日程の第4、その他を終了とさせていただきます。</p> <p>本日の日程全て終了とさせていただきますが、スムーズな進行へのご協力ありがとうございました。本日の運営協議会はこれで閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p> |